

平成二十二年国土交通省令第十九号

砂防法施行規程第十一条第二号に規定する
砂防設備に堆積した土石その他これに類す
るものの排除を定める省令

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二
号）第十一条第二号の規定に基づき、砂防法施行
規程第十一条第二号に規定する砂防設備に堆積し
た土石その他これに類するものの排除を定める省
令を次のように定める。

砂防法施行規程第十一条第二号に規定する砂
防設備に堆積した土石その他これに類するもの
の排除は、砂防設備に堆積した土石、砂礫、火
山灰、流木その他これに類するものの排除（以
下「除石」という。）で、平成二十二年度の当
該箇所における除石に係る支出額が三億円を超
えている箇所において行うものとする。

附 則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行
する。